

税理士情報ネットワーク

# TAINS

Tax Accountant Information Network System



## 更正の請求と所得税額控除等の 控除限度額要件

依田 孝子〔大森〕

### はじめに

納税申告書に記載した税額等の計算が「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったこと」により、納付すべき税額が過大となった場合は、法定申告期限から1年以内に限り、更正の請求をすることができ、(通則法23①)。

法人税の所得税額控除や外国税額控除については、「…控除されるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。」という控除限度額要件(法68③、69⑩)があることから、計算誤り等の場合、更正の請求ができるか否かで判断が分かれていました。

昨年、この判断を左右する最高裁判決・決定がありましたので、ご紹介します。

1 更正の請求と任意の申告調整事項

法人税上、受取配当金の益金不算入、寄附金の損金不算入、所得税額控除、外国税額控除等の任意の申告調整事項は、法人が選択することにより適用されま

す。当初申告でその適用を選択しなかった場合、それ自体が税法上適法な行為となりますので、選択を適用しなかったことを事由として更正の請求をすることはできないと解されています。

最高裁では、再逆転し、次のとおり、更正の請求を認める判断が下されました。

① 法人税法68条3項は、法人が、確定申告において、所得税額控除制度の適用を受けることを選択しなかった以上、後になってこれを覆し、同制度の適用を受ける趣旨を追加的に拡張することを許さないこととしたものと解される。

② A社が、確定申告において、所有株式の全銘柄に係る所得税額の全部を対象として、法令に基づき正当に計算される金額につき、所得税額控除制度の適用を受けることを選択する意思であったことは、確定申告書の記載から見て取れるところであり、誤って過少に記載した金額に限って同制度の適用を受ける意思であったとは解されない。

③ 本件更正の請求は、所得税額控除制度の適用を受ける趣旨を追加的に拡張する趣旨のものではないから、これが法人税法68条3項の趣旨に反するということとできず、A社が確定申告において控除所得税額を過少に記載したため法人税額を過大に申告したこと

が、国税通則法23条1項1号所定の要件に該当することとも明らかである。

さらに、控除限度額要件について、下記のとおり解釈し、国税通則法23条1項1号の更正の請求を認め、通知処分を取り消しました。

### 2 所得税額控除の計算誤り

最初の判決は、清涼飲料メーカーのA社の事案で、平21・7・10最高裁(原判決変更、一部取消し)(確定)Z8088-1436

A社(上告人)は、確定申告書に添付した「所得税額の控除に関する明細書」(別表六(一))の「銘柄別簡便法による場合」の各欄に、所有株式の全銘柄を記載し、配当等の収入金額及び所得税額を銘柄別にすべて記載したものの、配当等の計算期間の期末及び期首の所有株式数を記載すべきところ、事業年度の期末及び期首の所有株式数を記載したため、一部の銘柄につき銘柄別簡便法の計算を誤り、その結果、控除所得税額を約1億5千万円過少に記載しました。

そのため、A社は、国税通則法23条1項1号による更正の請求をしましたが、認められず、不服申立てを経て訴訟を提起しました。

第一審(平成18年1月26日熊本地裁)では、更正の請求は適法であると判断されましたが、一転して、控訴審(平成18年10月24日福岡高裁)では、「法人税法68条3項は文言どおり厳格に解釈すべきである」として、更正の請求をすることはできないと判断されました。

B社(控訴人)は、平成14年3月期の確定申告で外国税額控除の適用を受けるに当たり、添付した資料(タイの子会社の配当金明細書)から確定申告書別表(別表六(五))に受取配当金を転記する際、資料内容の誤認あるいは誤読によりその一部に過ぎない誤った金額を記載し、その金額を基礎として控除税額計算がなされた結果、控除金額を過少に記載し、その結果、納付すべき法人税が過大となりました。

B社は、国税通則法23条1項1号による更正の請求を行いました。更正すべき理由のない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めて出訴しました。

第一審(平成18年2月13日大分地裁)では、請求棄却となりましたが、控訴審の福岡高裁では、B社の逆転勝訴となりました。

福岡高裁では、外国税額控除の条文(法69①⑦)から、同制度の適用を選択している限り、政令によって計算される控除対象法人税の額を控除すべきで、その計算の基礎に一部誤りがある場合は更正の請求の対象となることの判断を示しました。

① 法の規定の解釈は、国税については基本的な事項及び共通的な事項を定める国税通則法の規定との整合性を保つようになされるべきところ、国税通則法23条1項1号は、納税申告書記載の金額について更正の請求を認めている。

② 本件が1号事由に該当するとは、法69条13項後段の「当該金額として記載された金額を限度とする」とは、基本的には、確定申告書(最終的な記載欄は別表一(一))の「外国税額」欄(43欄)である。に控除されるべき金額として記載された金額を限度とする、との趣旨である。

③ その金額は、そこに記載された具体的な金額のみを指すものではなく、外国税額控除制度の適用を受けることを選択した範囲を限度として、法令に基づき誤りを是正した上で「正当に算定される金額」を限度とする趣旨と解するのが相当である。

以上、2つの判決から、所得税額控除等の計算誤り等があった場合、確定申告書の記載・その明細書・添付書類でその選択の範囲を特定することができるならば、更正の請求は可能であるということが読み取れます。その射程距離は、同様の限度額要件がある規定にも及ぶものと考えられます。是非、TAINSで検証して実務にお役立てください。

### おわりに

福岡高裁の判決後、国税側は上告受理申立てを行いましたが、不受理となり、高裁の判決で確定しました。

平21・3・23最高裁(上告不受理)(確定)(納税者勝訴)Z8088-1426

平19・5・9福岡高裁(原判決取消し、請求認容)(納税者勝訴)Z8088-1244

次は、医療機器の製造販売等を営むB社の外国税額控除の転記ミスの事案です。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室03・5496・1416

全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てバック

月額9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。



MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉

## 会計事務所の 新規独立開業に 熱いエール。

開業早々これなら使える!!

明日の会計業界を担う皆様!  
ACELINK Naviが月々9,800円(税別)~  
月額使用料パック いよいよスタート!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。:会計大簿(基本)/個人決算書/決算内訳書/減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得税確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

\*導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。\*月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。\*インターネット環境が必要となります。\*ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス

MJS 検索

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所